

～ 遠方にお住まいの方に対する特例措置 ～

証明書の当日発行に関するお知らせ

(1) 遠方にお住まいの方に対する特例での申請及び受取方法（当日発行、**要予約**）

ワシントン州の一部（オカノガン郡、シェラン郡、キティタス郡、ヤキマ郡、キリキタツ郡以東）、アイダホ州北部、モンタナ州にお住まいの方は、予め当館に電話でお申込みになり、必要書類の事前送付など準備が整った場合、後日来館していただくことで当日発給ができる場合があります。

申請から当日発給までの流れ

1. 電話での申込み

申請する証明書の種類と部数をお確かめ下さい（種類によってはお受けできないものがあります）。申請に必要な各種確認資料をご用意の上、電話でお申込みになり来館希望日をお知らせ下さい。

2. 必要書類の送付

必要書類を e-mail の添付ファイル(pdf)にて来館希望日の3日前までに送付して下さい。当館での確認作業後、来館日を確定します。

3. 本申請

来館当日は、午前9時から10時までの間に本申請をお済ませください。本申請の際には、必要書類の原本を提出の上、証明書申請用紙にご記入願います。署名及び拇印の証明（通称サイン証明）は、この本申請の際、署名と押捺をお願いします。

4. 交付

その後、午後3時を目安に証明書を発行いたします。開館時間内（午後4時30分まで）にお受け取りに再度領事館窓口にお越し下さい。その際、証明書代金を現金にてお支払いいただきます。

【注意】

申請に必要な書類は証明書の種類により異なります。必要書類、希望日などの詳細およびご質問はお電話にてお問い合わせください。

(2) 通常の申請及び受取方法

証明書申請者ご本人または委任状を持った代理人が当館窓口にて申請して下さい。証明書は翌営業日またはその翌日に発行されます。受け取り時に証明書代金を現金にてお支払いいただきます。代理人が受け取る場合は、申請時にお渡しする引換証と代理人の写真付身分証明書をお持ち下さい。

【注意】

- ① 日本年金機構宛の「現況届付 在留証明」以外の証明書を、当館より郵送で送付することはできません。
- ② 署名証明など代理申請の受けられない証明書もあります。

詳しくはお電話にてお問い合わせ下さい。

領事班証明係

206-682-9107 内線 120